

令和5年住宅・土地統計調査の標本抽出方法及び結果の推定方法

1 抽出の方針

令和2年国勢調査調査区^{注1)}（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。

2 調査区の層別基準

調査区内の世帯数、住宅の所有の関係、住宅の建て方等^{注2)}により調査区を層化する。（別紙参照）

3 抽出の方法

(1) 指定調査区^{注3)}の抽出（第1次抽出）

全国の調査区から指定調査区を抽出する手順は、以下のとおりとする。

① 市区町村別指定調査区数の算定

市区町村別に目標精度（標準誤差率を市区においては5%以下、人口1万5千人以上の町村においては10%以下^{注4)}）の達成に必要な最少標本調査区数を算定した上で、地方事務の平準化や全国・都道府県別の精度維持を考慮し、市区町村別の指定調査区数を算定する。

② 指定調査区の抽出

指定調査区は、市区及び人口1万5千人以上の町村については市区町村ごとに、それ以外の町村については都道府県ごとに、別紙の層別基準により層別した調査区を配列した上で、層別の抽出用ウエイトを用いて系統的に抽出する。

なお、市区町村の行政区域は、令和4年7月1日現在^{注5)}によることとする。

③ 調査票甲を配布する調査区及び調査票乙を配布する調査区の指定

ア 調査票甲を配布する調査区の指定

指定調査区のうち、下記イで指定する調査区以外の調査区を指定する。

イ 調査票乙を配布する調査区の指定

調査票乙のみの調査事項について目標精度（現住居の敷地以外に宅地を所有する世帯数の標準誤差率について都道府県においては5%以下、政令指定都市においては7%以下）が得られるよう、政令指定都市（特別区はまとめて1市として扱う。）がある都道府県については政令指定都市とそれ以外の地域ごとに、それ以外の県については県ごとに②で抽出した指定調査区の中から系統的に抽出し、指定する。

(2) 調査単位区の設定

原則として、抽出した指定調査区を調査単位区とするが、指定調査区内の住戸数が一

定数を超える指定調査区についてはそれぞれの単位区内の住戸数がほぼ均等になるよう、二つ以上に分割し、その中から一つの単位区を無作為に抽出して調査単位区とする。

(3) 住戸の抽出（第2次抽出）

全ての調査単位区から、無作為抽出によりそれぞれ17住戸を抽出する。

4 結果の推定方法

(1) 表章地域ごとに、令和5年住宅・土地統計調査調査単位区別の調査対象世帯人員の合計（人口）に線形推定乗率（以下の①～③の積）を乗じて合算する。

①調査単位区内の調査対象住戸の抽出率の逆数（調査単位区内総住戸数／調査単位区内調査住戸数）

②指定調査区を分割して調査単位区とした場合は、その分割数

③調査単位区を含む指定調査区の属する層における抽出率の逆数（層内の調査区数÷指定調査区数）

(2) 上記により、人口を復元した結果が、令和5年10月1日現在の市区町村別総人口に合致するように比推定用乗率を算出する。

(3) 表章地域ごとに、調査単位区別の調査結果に線形推定乗率、比推定用乗率を乗じて合算することで推定値を算出する。

注1) 刑務所・拘置所等のある区域（後置番号5の調査区）、自衛隊区域（同6の調査区）、駐留軍区域（同7の調査区）、水面調査区（同9の調査区）を除く。以下同じ。

注2) 令和2年国勢調査の結果による。

注3) 住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第12条第1項に規定する単位区の設定に係る事務を実施するための調査区をいう。

注4) 目標精度の対象は以下7項目の住宅数

「居住世帯あり」、「一戸建」、「持ち家」、「高齢者等のための設備あり」、「一定のバリアフリー化」、「最低居住面積水準以上」、「誘導居住面積水準以上」

注5) 指定調査区抽出時に令和4年7月2日以降の市区町村の廃置分合に関する情報を入手できた場合には、その情報を取り入れる。

層別基準	層符号	抽出用 ウエイト
後置番号 8 の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区	010	1
世帯数が 0 の調査区又は世帯数が17世帯以下の調査区	020	1
世帯数が18世帯以上の調査区		
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	110	2
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	120	2
給与住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	210	2
給与住宅に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	220	2
給与住宅に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	230	2
公営借家に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	310	2
公営借家に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	320	2
民営借家に居住の一般世帯数が50%以上の調査区		
共同住宅で階数が 2 階建て以下の一般世帯数が50%以上の調査区	410	2
共同住宅で階数が 3 階建て以上の一般世帯数が50%以上の調査区	420	2
その他	430	2
持ち家で共同住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	510	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が95%以上の調査区	610	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が80%以上の調査区	620	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が65%以上の調査区	630	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が50%以上の調査区	640	2
その他の調査区	910	2

注) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。